

「令和6年能登半島地震」により受験者に支障が生じた場合の特別措置について

公益財団法人 安全衛生技術試験協会

令和6年1月5日

令和6年能登半島地震により、被災された全ての方々にお見舞い申し上げます。

さて、地震発生前に受験申請を行った試験について、受験者本人又は本人と生計をともにする者等が被災したことにより受験できない場合、交通機関が不通となり受験地に出向くことができず受験できない場合等のやむを得ず受験できない場合には、申し出により受験日の変更又は受験料の返還の特別措置を行います。

この措置については、受験者の方等から、受験予定であった安全衛生技術センターに連絡をしていただくようお願いいたします。